

府 政 防 第 825 号
平成 29 年 7 月 5 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（調査・企画担当）

津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）

海溝型の大規模地震によって発生する津波により、我が国はこれまでも甚大な被害を受けており、今後の津波被害低減のためには迅速な避難は重要な課題であり、避難ビルの指定等を各地で進める必要があります。平成 15 年に策定された東南海・南海地震対策大綱においてもこれらの必要性が明らかとなったことから、平成 17 年に津波からの一時的な避難のための施設の確保を進めるため「津波避難ビル等に係るガイドライン」（以下「津波避難ビル等ガイドライン」という。）を作成しました。この結果、各地で津波避難ビル等ガイドラインを参考に津波避難ビル等※の指定や整備が進んできたところです。

※津波避難ビル等ガイドラインにおける津波避難ビル等（津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る））を指す。

その後、平成 23 年に東日本大震災が発生したことから、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」（以下「津波防災地域づくり法」という。）により、総合的な地域づくりの中での津波防災対策が制度化され、「なんとしても人命を守る」ために想定される最大クラスの津波に対しても安全な場所を避難場所として提供するよう、国土交通省において、避難施設の構造基準等が新たに示されたことに加え、災害対策基本法の改正においても指定緊急避難場所の規定が追加されました。

本年 3 月には、指定緊急避難場所の検討に資する「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を作成したところですが、このたび、津波防災対策の一層の推進を図るため、特に津波避難に関して参考となる事例のとりまとめに合わせ、各種規定等と津波避難ビル等との関係について、別紙のとおり整理しましたので通知します。

なお、本通知の発出に伴い、平成 17 年 6 月 10 日付けで公表した津波避難ビル等ガイドラインは廃止するものとします。

つきましては、貴機関の関係部局に共有いただくとともに、貴管内市町村に対し

てもこの旨周知方お願いいたします。

＜本件連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

大島、上田

TEL : 03-3501-5693

1. 津波防災地域づくり法の制定に伴い示された新たな要件について

津波防災地域づくり法においては、津波災害による被害の防止又は軽減を目的として都道府県知事が定めた津波災害警戒区域において、民間の施設を指定避難施設として市町村長が指定を行うことができることとされ、別添のとおり要件が定められています。当該要件は津波災害警戒区域が定められていない地域において法的な拘束力を有するものではありませんが、津波から人命を守る各種対策の考え方は変わらないことから、津波避難ビル等の指定又は整備を新たに行う市町村においては、これらの要件を参照の上、適切な検討をお願いします。

参考となる主なポイントについては以下のとおりです。

(1) 津波に対する安全な構造について

構造の安全性については、津波避難ビル等ガイドラインにおいて、当時の技術的知見から、津波避難ビル等の構造として鉄筋コンクリートもしくは鉄骨鉄筋コンクリート造を原則とする目安を示してきたところですが、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）」においては、構造に関わらず、必要な性能を確認する手法が示されています。

(2) 避難場所の高さについて

避難場所の高さについては、津波避難ビル等ガイドラインにおいて、津波の最大浸水深を考慮することとしていましたが、津波防災地域づくり法において、第五十三条第二項に規定する基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）の考え方が示されています。

2. 災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所に係る技術的助言について

災害対策基本法においては、市町村長は必要があると認めるときは災害の種別ごとに指定緊急避難場所の指定を行わなければならないとされています。津波避難ビル等については、指定緊急避難場所として指定されることが望ましいことから、市町村においては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を参照の上、適切な検討をお願いします。

3. 避難経路等の設定について

避難経路等の設定については、津波避難ビル等ガイドラインにおいては、簡易な手法として、個々の津波避難ビル等について、当該施設の海側に避難可能距離を半径とする半円として描かれる避難対象地域を設定することとしていましたが、建物の立地状況や道路の有無、人口動態等の地域の状況に応じて避難経路や避難場所を検討するなど、関係機関より新たな考え方や手法が示されていますので、地域の状況に応じて適切な検討をお願いします。

4. 既に指定された津波避難ビル等の取扱いについて

津波防災地域づくり法及び改正災害対策基本法の施行前から既に指定されている津波避難ビル等については、現在の、津波防災地域づくり法の指定避難施設の要件等を参照の上、改めてその活用について検討をお願いします。

その結果、要件等に合致せず施設の安全性の確保ができない場合には、該当する施設の指定の解除や求められる安全性の確保のための改修等について検討をお願いします。要件等に合致しない施設について、やむを得ず津波避難ビル等としての指定を継続するような場合には、地域住民等に対し、同施設の抱える課題について正しく周知し、可能な限り指定緊急避難場所等のより安全な施設への早期避難を行うよう普段からの呼び掛けをお願いします。

(別添)

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）【抜粋】

(指定避難施設の指定)

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
- 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 【以下略】

津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年 12 月 26 日国土交通省令第 99 号）【抜粋】

(指定避難施設の技術的基準)

第三十一条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件
(平成 23 年 12 月 27 日国土交通省告示第 1318 号)

<http://www.mlit.go.jp/common/000214459.pdf> (国土交通省ホームページ)

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成 23 年 12 月 26 日内閣府・国土交通省令第 8 号）

<http://www.mlit.go.jp/common/000188301.pdf> (国土交通省ホームページ)